

論文式試験問題集
〔刑法〕

【刑法】

事例を読み、甲と乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

【事例】

甲（35歳、男性）は、暴力団A組の組員であった。

乙（29歳、男性）は、暴力団B組の準構成員であり、甲とは知り合いだった。

甲と乙は、ともに無許可で貸金業を行う、いわゆるヤミ金業を営んでいた。甲は、これまでに何度かA組の保有している顧客名簿（紙に氏名、住所、電話番号などが書いてあるものとする。）の一部を乙に渡して、乙から報酬をもらっていた。

ある日、乙は、甲に「最近、顧客の返済状況が悪くて売り上げがよくないんだが、なんとかならないか。」と相談した。甲は、乙から報酬をもらうなどして恩があったことから、乙に対し、「B組にVってのがいるだろ。Vが優良な顧客名簿を持っていて自宅に置いてある。その顧客名簿の一部を取ってきて利用したらどうだ。」などと言って、V宅に盗みに入ることを進めた。それに対し、乙は「V宅から優良な顧客名簿が得られるなら、少し危険だがやってみるか。」などと答え、V宅に盗みに入ることを決意した。なお、乙は、もともとV宅の住所は知っていた。

某日、乙は、V宅に忍び込み、Vが所持していた顧客名簿の一部を持ち去った。そして、乙は、その顧客名簿を利用して、貸金業を営み、多額の収入を得ることができた。

ところが、Vは、顧客の返済状況などから、どうやら乙と顧客が重複していることを察知し、乙に顧客名簿の一部を盗まれたのではないかと疑うようになった。そこで、Vは、乙を問い詰めようと思い、乙を人気のない公園に呼び出した。乙は、焦って甲に「甲さん、Vさんから呼び出しを受けました。どうやってごまかしたらいいですか」と相談した。それに対し、甲は、「俺が上手くごまかすよ。俺も一緒について行ってVと話しをする。」と言って、乙と一緒にVのもとに行くこととした。

某日の深夜、甲と乙は、甲の車でVから呼ばれていた公園に向かった。甲は、近くの路上に車を止め、5分ほど歩いて公園に向かった。甲は「今日は少し話をして終わるだろう。」と言い、乙も「そうですね。Vさんが暴れるようならすぐ逃げましょう。」といった会話をしながら公園に向かった。公園に着くと、すでにVが先に着いて待っていた。Vは、乙を見るなり「お前が顧客名簿を盗んだことは分かってる。このけじめはしっかりつけてもらう。」などと言って、甲と乙の方に向かって来た。甲は、「なんのことも分からないんだが」と言いかけたとき、Vは突然、乙につかみかかり、乙を殴ろうとしてきた。乙とVは、そのまま揉み合いになり、甲がVを引き離そうとしたが、Vは乙を掴んで離そうとしなかった。甲と乙は、もはや逃げるしかないと思い、その場で意を通じて、Vに反撃を加えることを合意し、その隙に逃げることを合意した。そこで、まず、甲が思い切りVの顔面を殴り、Vがうつぶせに地面に倒れ込んだところを、乙がVの背中あたりに馬乗りになり、上からVの体を抑えつけた。甲は、乙に「そのままVの体を抑えてろ。すぐに車をとってくる。」と言って、小走りで甲の車まで向かった。

もっとも、Vは、両手や両足を激しく動かしたりして抵抗し、乙をどかして立ち上がろうと暴れていた。乙は、このままでは抑えておけないと思い、馬乗りの状態からVの顔面あたりを手拳で2回殴りつけた。

その時点で、Vは、特に怪我しておらず、おとなしくなったが、また暴れ出す気配はあった。

乙は、またVが暴れては困ると思い、Vを抑えていようと思い、馬乗りの状態のまま、Vの後頭部あたりを抑え、手に体重をかけてVの顔面を思い切り地面に押し付けた。乙は、無我夢中だったことから、甲が車で来るまでの3分程度、ずっとその状態のままであった。その間、Vは顔面を地面に押しつけられ、上手く呼吸ができなかった。

結局、Vは、乙に頭を押しつけられていたことにより、後頸部圧迫に起因した鼻口部閉塞による急性呼吸循環不全に基づく窒息で昏睡状態に陥り、重症を負った。

甲は、車で公園に来るまでの間、乙がVを殴ったことやVの顔面を思い切り押しつけていたことは知らず、上から馬乗りになり体を押さえているものと思っていた。

(甲がA組の顧客名簿を乙に渡した行為についての罪責は論じなくて良い。また、過失犯についても論じなくてよく、過失犯は成立しないものとする。)